北海道大学大学院教育学研究院紀要投稿・執筆要領

（平成１９年２月１６日教授会決定）

（平成２１年７月２４日教授会決定）

（平成２２年６月１１日教授会決定（６月１日適用））

（平成２５年１月２５日教授会決定（１月２８日適用））

（平成２９年５月１２日教授会決定）

１．北海道大学大学院教育学研究院紀要（以下「紀要」とする。）は、北海道大学大学院教育学研究院・教育学院（以下「本研究院」・「本学院」という。）の教員及び院生・学生の研究成果（以下「論文等」という。）並びに本研究院・学院の研究活動等を広く内外に公表することを目的とする。

２．紀要に投稿できる者は、①本研究院・学院の教員・院生・研究生・日本学術振興会特別研究員、②本研究院・学院関係者で、紀要編集委員会（以下「委員会」とする。）が認めた者、③委員会が投稿を依頼した者、とする。なお投稿者について、原則に該当しない場合には委員会が判断する。

３．前項②の関係者とは、本学院を修了・退学した者で本学院に提出した修士論文・博士論文に関わる成果を発表しようとする者、本研究院・学院の研究活動と密接に関わる成果を発表しようとする者（本研究院・学院の教員・院生等との共同研究など）とする。なお、修士論文に関連する成果の投稿は論文提出後１年程度、博士論文に関連する成果の投稿は論文提出後２年程度の期間内に限る。

４．紀要には、「一般紀要論文」と「課題研究論文」を掲載する。

５．院生・研究生・日本学術振興会特別研究員および関係者は、投稿申し込み時に、「教育学研究院紀要投稿申込書」に指導教員または担当教員のサインをもらうこと。また投稿原稿提出時にも指導教員または担当教員による原稿完成確認サインをもらい、「教育学研究院紀要原稿提出確認書」を委員会に原稿と一緒に提出すること。但し、「課題研究論文」（「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の単位申請のための査読つき論文）については別に定める。

６．関係者の投稿論文については担当教員が責任をもつものとし、校正等の受け渡しについても担当教員等が対応することとする。

７．「一般紀要論文」の投稿エントリーと原稿提出の期限、紀要刊行の時期は、以下の通りとする。

　　①紀要投稿のエントリー

　　　　毎年１月末日および７月末日。「教育学研究院紀要投稿申込書」は教育学事務部図書担当および委員会にある。

　　②原稿の提出期限

　　　　毎年３月末日および９月末日。委員会に提出のこと。

　　③紀要の刊行

　　　　毎年６月末および１２月末。

８．「課題研究論文」の原稿提出の期限、査読期間は、以下の通りとする。

①原稿提出の期限

　　　　毎年１２月末日、６月末日。

　　　　原稿とともに投稿申込書（課題研究用）を委員会に提出のこと。

②査読期間

　　　　主査は原稿が提出された後３ケ月以内に査読を終了し、毎年３月末日、９月末日に委員会に査読終了報告書・原稿提出確認書（課題研究用）とともに、原稿を提出のこと。

９．原稿は完成したものを提出すること。原稿提出に当たっては、電子記録媒体と出力原稿の両方を提出すること。ただし、課題研究論文については、査読済み論文として提出する際に電子記録媒体を添付すること。

１０．原稿は次の構成とすること。ただし、本文が英文の場合は、次の①～③を原稿の末尾にまとめ

　　て掲載すること。

　　①和文の題名・氏名

　　②和文の要旨（４００字以内）または簡略な目次

　　③和文のキーワード（５項目以内）

　　④本文

⑤英文の題名・氏名

　　⑥英文の要旨（200～400words）

　　⑦英文のKey Words(5項目以内)

１１．原稿の最初の頁の氏名にアスタリスク（＊）を付け、同頁の下部欄外にアスタリスク（＊）・所属・肩書き等を記載すること。

１２．投稿取り止めの時は、できるだけ早く編集担当者に連絡すること。

１３．校正時に極端に大幅な書き直しや差し替えがなされた時は、未完成原稿とみなして掲載を拒否する場合がある。

１４．校正期間中に校正が不可能になるような場合は、事前に編集担当者に連絡すること。

１５．校正は「朱書」で適切に行うこと。（校正方法を説明した本を参考にすること）

１６．別刷は２０部までは無料とする（共通経費負担）。２０部を超えて別刷を希望する時は、オーバーした部数の経費を投稿者の所属・関係する研究グループ、または投稿者の負担とする。

なお、２０部を超えて別刷を希望する際には、事前に経費負担について委員会に申し出ておくこと。

１７．紀要に掲載された論文等の著作権は、原則として本研究院に帰属する（電子化等の二次的利用を含む。）。掲載された論文等を他の刊行物に転載する場合は、委員会の承認を得ること。